

# 北海道地球温暖化防止対策条例



# 1 条例の制定の背景と条例の概要

## 条例の制定の背景

### 〈背景〉

2008年に開催された北海道洞爺湖サミットでは、温室効果ガス削減に係る長期目標を達成するため、世界全体で地球温暖化防止を取り組む必要があるとの認識で合意し、国際社会の協調により対策をすすめることが極めて重要であることが、世界の国々の人類一人ひとりに提示されました。

こうした中で、サミット開催地であり、豊かな環境を有する本道から、環境に調和した持続可能な発展を可能とする社会の実現を目指し、地球温暖化防止に積極的に貢献する必要があります。



## 条例の概要

### 【条例の目的】 (第1条)

地球温暖化の防止について、道、事業者、道民の責務などを明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図ることをもって、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に寄与する。

### 【道の責務】(第3条)

- ・市町村や事業者、道民との連携・協働
- ・市町村や事業者、道民、環境保全活動団体等への支援
- ・道自らの事務・事業に関する地球温暖化防止対策の率先実行

### 【事業者の責務】(第4条)

- ・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

### 【道民の責務】(第5条)

- ・日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

### 【観光旅行者等の協力】 (第6条)

- ・温室効果ガスの排出抑制に協力

## 地球温暖化防止に向けた主な取り組み

### 【地球温暖化対策推進計画等】(条例第2章)

- ◆推進計画による地球温暖化対策の総合的・計画的な推進
- ◆道が実施する温暖化防止施策の公表・評価
- ◆道民・事業者等に対する温室効果ガスの排出抑制の措置内容を示す地球温暖化対策指針の策定

### 【事業活動に関する地球温暖化対策等】(条例第3章)

- ◆事業者⇒温室効果ガスの排出抑制を図るための措置をとる努力
- ◆排出量が多い事業者(特定事業者)⇒排出削減等に係る計画書や実績報告書の作成及び提出⇒知事が公表

### 【自動車使用に関する地球温暖化対策】(条例第6章)

- ◆公共交通機関等の利用や自動車等の適正な運転、アイドリングストップの励行の努力
- ◆大規模な駐車場(駐車の用に供する面積が500m<sup>2</sup>)の設置・管理者⇒利用者にアイドリングストップを促す周知
- ◆自動車販売業者⇒新車を購入しようとする人に対し性能情報の説明 (レンタカー業者⇒同様の努力義務)

### 【機械器具に係る地球温暖化対策】(条例第7章)

- ◆温室効果ガスの排出の量が少ない機械器具の購入・使用への努力
- ◆特定機械器具(エアコン・テレビ・冷蔵庫・ストーブ)を5台以上陳列する販売事業者⇒省エネルギー性能情報の表示と器具を購入しようとする人に対し説明

### 【建築物に関する地球温暖化対策】(条例第8章)

- ◆建築主⇒建築物に係るエネルギー使用の合理化その他地球温暖化の防止に資する措置を行う努力義務
- ◆大規模な新・増・改築又は大規模な修繕若しくは建築設備の設置・改修を行う建築主等⇒建築物の環境配慮に係る計画書や工事完了届出の作成及び提出⇒知事が公表

### 【再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策】(条例第9章)

- ◆道は再生可能エネルギーの導入促進や情報提供、事業者・道民は再生可能エネルギーの利用推進の努力義務
- ◆電気事業者(特定エネルギー供給事業者)⇒再生可能エネルギーの導入促進に係る計画書や報告書の作成及び提出⇒知事が公表

### 【その他】

- ◆地球温暖化防止行動の促進(条例第4章)
- ◆環境物品等の購入等の促進(同第5章)
- ◆森林の保全及び整備等に関する地球温暖化対策(同第10章)
- ◆地球温暖化の防止に関する理解の促進(同第11章)
- ◆本道を取り巻く環境に適した地球温暖化防止の取組(同第12章)
- ◆雑則(同第13章)



## 継続的な取り組みによる低炭素社会の実現

## 2 事業活動に関する地球温暖化対策等 《事業者温室効果ガス削減等計画書・実績報告書》

### [概要]

事業活動に伴い多くの温室効果ガスを排出する事業者(特定事業者)を対象に、事業活動における温室効果ガスの排出状況を把握し、計画的に排出削減等の措置を図っていただくため、計画書や実績報告書を作成し、知事に提出を義務づけ。知事はそれらの計画書等を公表するものです。

### 特定事業者

省エネルギー法※1に基づく特定事業者で、道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者



省エネルギー法に基づく特定連鎖化事業者で、道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者



### 特定事業者

自動車運送事業者であって、道内に登録する前年度の末日の自動車の総数が次に該当する事業者

トラック:200台以上、バス:200台以上

タクシー:350台以上



廃棄物焼却施設 下水終末処理場 等  
道内において温暖化対策推進法※2施行令第5条第6号から第11号までの事業者で、前年度の4月1日の従業員数が21人以上、二酸化炭素換算3,000トン以上排出する事業者

※1:エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年6月22日法律第49号)  
※2:地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

### 特定事業者の義務

【特定事業者以外の事業者も削減等計画書を提出することができます。】

#### ◆「事業者温室効果ガス削減等計画書」の作成・知事へ提出

- ◇温室効果ガスの排出状況を把握・排出抑制を図るために講ずる措置等の検討  
対象事業者は、温室効果ガスの排出について、道内に有するすべての工場、事務所その他の事業場の状況等について把握し、計画期間(3年間)における排出抑制を図る措置などを検討します。
- ◇削減等計画書の作成・提出(3年に1回)  
温室効果ガスの排出状況や排出抑制に係る措置などを計画書にまとめ、知事に提出します。

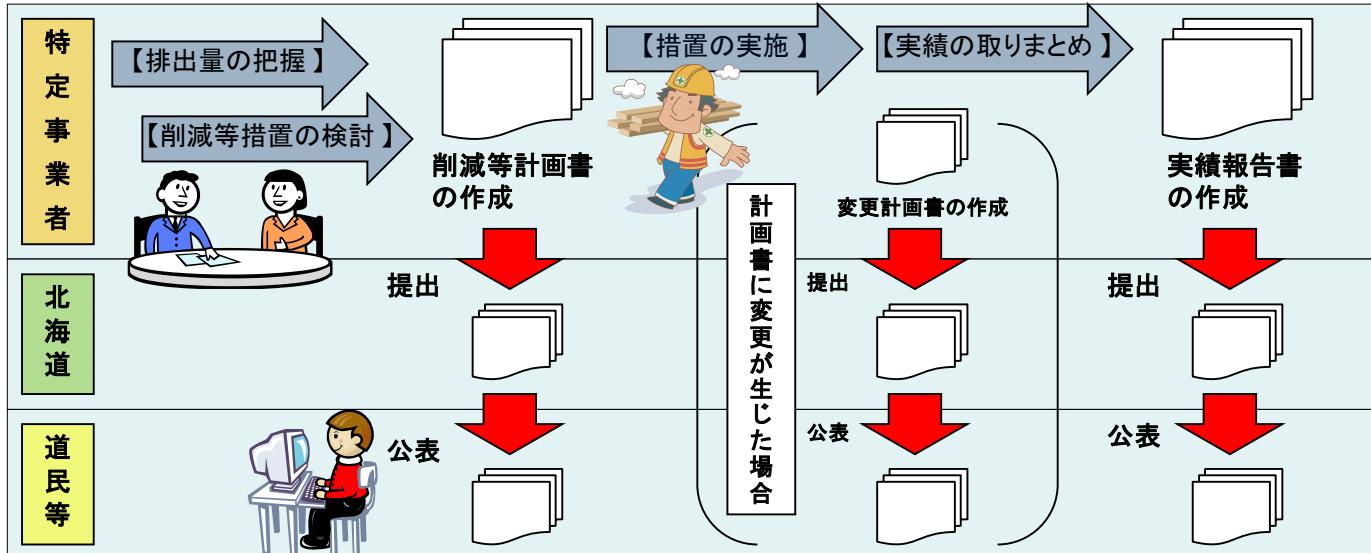
#### ◆「事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書」の作成・知事へ提出

- ◇実績報告書の作成・提出(毎年度)  
温室効果ガスの排出状況や排出抑制の措置等の実施状況を報告書にまとめ、知事に提出します。

※ 削減等計画書の内容を変更したときは、変更後の削減等計画書を提出する必要があります。

※ 特定事業者は、省エネ法・温対法に基づく国への報告とは別に、道に計画書や実績報告書の提出が必要となります。

## 削減等計画書・実績報告書の流れ



## 削減等計画書・実績報告書の公表等

### ◇削減等計画書・実績報告書の公表

計画書を提出した事業者の取組内容のPRや閲覧した特定事業者以外の事業者の意識の向上を図るため、提出された計画書や報告書は公表します。

### ◇削減計画書・実績報告書に対する指導等

計画書等を提出しなかったり、内容に虚偽があった場合等には、報告又は資料の提出要求、勧告・公表を行なことがあります。

## 削減等計画書・実績報告書の提出時期と内容

※R3年度に特定事業者の要件を満たした事業者の場合  
(○ : 削減等計画書や実績報告書の提出)

事項	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
排出状況の把握						
削減等計画書の提出		○ R4~6の計画 7月末日まで		→ 計画期間:3年間	○ R7~9の計画 7月末日まで	→ 計画期間: 3年間
実績報告書の提出			○ R4年度実績 12月末日まで	○ R5年度実績 12月末日まで	○ R6年度実績 12月末日まで	○ R7年度実績 12月末日まで

### ◆事業者温室効果ガス削減等計画書

#### ◇計画書の内容

- ・事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- ・計画期間
- ・温室効果ガスの排出抑制を図るためにの措置
- ・排出抑制以外の地球温暖化防止の措置 等

#### ◇提出時期（計画期間(3年間)の初年度）

- ・計画期間の初年度の7月末日まで

### ◆事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書

#### ◇報告書の内容

- ・温室効果ガスの排出の量
- ・排出抑制を図るためにの措置等の実施状況

#### ◇提出時期（毎年度）

- ・措置を実施した翌年度の12月末日まで

#### ▼計画書・報告書の様式

北海道のホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/>をご覧下さい。

### 3 自動車使用に関する地球温暖化対策 《特定駐車場・地球温暖化防止性能情報 など》

#### [概要]

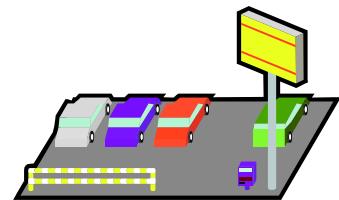
自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るため、一定規模以上の駐車場(特定駐車場)の設置・管理する者に対し、駐車場の利用者へのアイドリング・ストップの実施について、周知を義務づけるものです。

また、温室効果ガスの排出量が少ない自動車の使用について、自動車販売事業者に対し、新車の販売に際して、温室効果ガスの排出量などの情報の説明を義務づけるものです。

#### 特定駐車場

##### ◆内容

特定駐車場の設置者・管理者は、駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップの実施について、お知らせして下さい。



##### ◆特定駐車場とは

自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m<sup>2</sup>以上の駐車場  
※駐車場内の車路や管理棟等の附帯施設の部分の面積は含みません。  
※概ね、普通自動車が40台以上駐車できる駐車場です。

##### ◆お知らせの方法

お知らせの方法は、看板の設置、ポスター等の掲示 など  
※店内放送によるお知らせ



※自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るため、特定駐車場以外の駐車場においても、アイドリング・ストップの周知に協力をお願いします。(努力義務)

#### 自動車販売事業者と地球温暖化防止性能情報

##### ◆内容

自動車販売事業者は、新車購入予定者に、新車に係る地球温暖化防止性能情報を説明して下さい。



##### ◆自動車販売事業者とは

新車の販売を行う事業者

※新車とは、過去に道路運送車両法に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車です。

##### ◆地球温暖化防止性能情報の内容

温室効果ガスの排出の量（走行距離あたりの二酸化炭素排出量 など）

エネルギー消費効率（燃料1リットルあたりの走行距離）

エアコンの冷媒の種類とその使用量

リサイクルに関する情報

※カタログ等に記載されている自動車環境情報((社)日本自動車工業会) など



※自動車を有償で貸し渡そうとする事業者(レンタカー事業者)についても、地球温暖化防止性能情報の説明について、協力をお願いします。(努力義務)

## 4 機械器具に係る地球温暖化対策 《特定機械器具・省エネルギー性能情報 など》

### [概要]

テレビや冷蔵庫などの機械器具の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るために、一定規模の特定機械器具の販売事業者(特定機械器具販売事業者)に対し、特定機械器具の販売に際して、省エネ基準達成率や年間消費電力量などの情報の表示や説明を義務づけるものです。

### 特定機械器具・特定機械器具販売事業者

#### ◆内容

特定機械器具販売事業者は、当該特定機械器具に係る省エネルギー性能情報を表示するとともに、特定機械器具の購入予定者にその情報を説明して下さい。

#### ◆特定機械器具とは

未使用の機械器具で、エネルギーの消費量が相当程度多いとして定めた次のもの

- ・エアコンディショナー(直吹き形で壁掛け形のもの)
  - ・テレビ
  - ・電気冷蔵庫
  - ・ストーブ
- 】　※省エネ法施行令に規定するもの  
　　　※省エネ法及び同法施行令に基づく製造事業者等が製造・輸入したもの

#### ◆特定機械器具販売事業者とは

一つの営業所において、特定機械器具の区分ごとにそれぞれ5台以上陳列する事業者

### 省エネルギー性能情報

統一省エネラベルの例

#### ◆省エネルギー性能情報の内容等

○エアコンディショナー・テレビ・電気冷蔵庫

①統一省エネラベル(右例)を表示してください。

②購入予定者に統一省エネラベルの内容を説明してください。

- ・多段階評価
- ・省エネルギー効率(省エネ性マーク、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率及び目標年度を表示。)
- ・1年間使用した場合の目安となる電気料金

○ストーブ

省エネ性マーク、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率及び目標年度を表示し、購入予定者にこれらを説明してください。



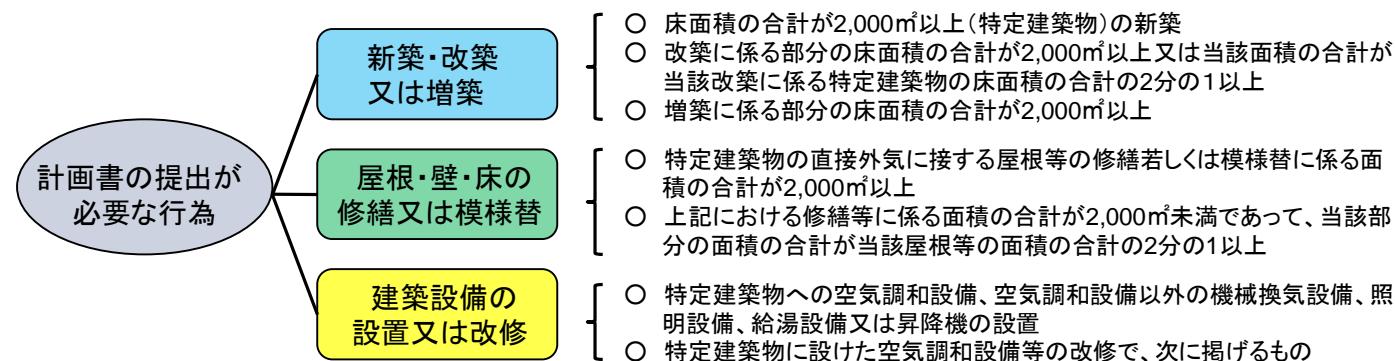
▼統一省エネラベルは、資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。  
<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>

# 5 建築物に関する地球温暖化対策 《建築物環境配慮計画書・工事完了届出書》

## [概要]

建築物は、エネルギー消費を通じて温室効果ガスの排出に長期にわたり大きな影響を与えることから、一定規模以上の建築物(特定建築物)の新築・改築・増築又は修繕・模様替若しくは建築設備の設置・改修を行おうとする者(特定建築主等)を対象に、当該建築物における熱の損失の防止や建築設備に係るエネルギーの効率的利用等について、計画的に措置を図っていただくため、配慮計画書や完了届出書を作成し、知事に提出を義務づけ。知事はそれらの計画書等を公表するものです。

## 建築物環境配慮計画書の提出が必要な行為の種類



### 空気調和設備等の改修の種類

- (1) 空気調和設備 次のいずれかに該当する改修
- ア 冷暖房のための熱源機器の取替え
    - ・ 取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が300KW以上のもの
    - ・ 取替えに係る熱源機器の定格出力の合計がすべての熱源機の定格出力の合計の2分の1以上のもの
  - イ 冷暖房のためのポンプの取替え
    - ・ 取替えに係るポンプの定格流量の合計が900リットル毎分以上のもの
    - ・ 取替えに係るポンプの定格流量の合計がすべてのポンプの定格流量の合計の2分の1以上のもの
  - ウ 空気調和機の取替え
    - ・ 取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が60,000m<sup>3</sup>毎時以上のもの
    - ・ 取替えに係る空気調和機の定格風量の合計がすべての空気調和機の定格風量の合計の2分の1以上のもの
    - ・ 特定建築物の一の階に設けられているすべての空気調和機の取替え
- (2) 空気調和設備以外の機械換気設備の送風機の取替えであって、次のいずれかに該当するもの

- ア 取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が5.5KW以上のもの
- イ 取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計がすべての送風機の電動機の定格出力の合計の2分の1以上のもの
- (3) 照明設備 照明設備の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
  - ア 取替えに係る部分の床面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上のもの
  - イ 取替えに係る部分の床面積の合計が特定建築物の床面積の合計の2分の1以上のもの
  - ウ 特定建築物の一の階の居室に設けられているすべての照明設備の取替え
- (4) 給湯設備 次のいずれかに該当する改修
  - ア 热源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
    - ・ 取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が200KW以上のもの
    - ・ 取替えに係る熱源機器の定格出力の合計がすべての熱源機器の定格出力の合計の2分の1以上のもの
  - イ 配管の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
    - ・ 取替えに係る配管の長さの合計が500m以上のもの
    - ・ 取替えに係る配管の長さの合計がすべての配管の長さの合計の2分の1以上のもの
- (5) 昇降機 2以上の昇降機の取替え

## 配慮計画書等について

※ 配慮計画書の内容を変更したときは、変更後の配慮計画書を提出する必要があります。

### ◆建築物環境配慮計画書の作成・知事へ提出

- ◇計画書の内容
  - ・建築物・設備に係る地球温暖化防止のための措置
  - ・工事着手及び完了の予定年月日 等
- ◇提出時期
  - ・工事着手予定日の21日前まで

### ◆工事完了届出書の作成・知事へ提出

- ◇届出書の内容
  - ・工事完了年月日
- ◇提出時期
  - ・工事完了後15日以内

【特定建築主以外の方も配慮計画書を提出することができます。】

### ◇配慮計画書・完了届出書の公表

配慮計画書を出した建築主等の取組内容のPRや閲覧した建築主等以外の建築主等の意識の向上を図るために、提出された計画書や届出書は公表します。

### ◇配慮計画書・完了届出書に対する指導等

計画書等を提出しなかったり、内容に虚偽があった場合等には、報告又は資料の提出要求、勧告・公表を行うことがあります。

## 6 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策 《再生可能エネルギー計画書・達成状況等報告書》

### [概要]

エネルギーを供給している事業者(特定エネルギー供給事業者)を対象に、再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大を図るため、再生可能エネルギーの供給量の拡大に関する目標や基本方針、基本方針に基づき講ずる措置等についての計画書や達成状況報告書を作成し、知事に提出を義務づけ。知事はそれらの計画書等を公表するものです。

### 再生可能エネルギー計画書・達成状況報告書について

#### ◆再生可能エネルギー計画書の提出義務者

##### ◇特定エネルギー供給事業者

- ・小売電気事業者、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者

#### ◆再生可能エネルギー計画書の作成・知事への提出

##### ◇計画書の内容

- ・再生可能エネルギーの供給量の拡大に関する目標
- ・目標を達成するための基本方針及び方針に基づく措置
- ・上記措置以外の地球温暖化防止を図るためにの措置 等

##### ◇提出時期(毎年度)

- ・6月1日まで



※ 計画書の内容を変更したときは、変更後の計画書を提出する必要があります。

※ 法に基づく国への報告とは別に、道に計画書や報告書の提出が必要となります。

#### ◆再生可能エネルギー計画達成状況報告書

##### ◇報告書の内容

- ・計画書に基づく措置の実施状況

##### ◇提出時期(毎年度)

- ・措置を実施した翌年度の6月1日まで

#### ◇エネルギー計画書・達成状況報告書の公表

計画書を提出した事業者の取組内容のPRや閲覧した特定事業者以外の事業者の意識の向上を図るために、提出された計画書や報告書は公表します。

#### ◇エネルギー計画書・報告書に対する指導等

計画書等を提出しなかったり、内容に虚偽があった場合等には、報告又は資料の提出要求、勧告・公表を行うことがあります。

【特定エネルギー供給事業者以外の事業者の方も再生可能エネルギー計画書を提出することができます。】

### 【お知らせ】

北海道地球温暖化防止対策条例、施行規則の条文及び北海道地球温暖化対策指針の内容、削減計画書等の所定の様式等は、次の北海道のホームページからご覧いただけます。

北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課のホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/>



### 北海道地球温暖化防止対策条例についてのお問い合わせ

北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : 011-204-5189 FAX : 011-232-4970

電子メール : [kansei.kikou@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansei.kikou@pref.hokkaido.lg.jp)

